

産業廃棄物（産廃）Q&A

【産業廃棄物の処理】

Q01 有価物とはどのようなものを指すのですか。

A 国の通知では、有価物か廃棄物かは、物の性状、排出の状況、通常の実態、引取価値の有無及び占有者の意思等を勘案して総合的に判断するとされていますが、「売却代金と運搬費を相殺しても、排出側に収入があるか否か」というものが、判断の大きな目安となっています。【平成 17 年 3 月 25 日環廃産発第 050325002 号第 4】

ただし、売却の形式をとっていたとしても、使用方法や流通ルートが現実的でない場合は、「産業廃棄物として処理すべき物を有価物と称して不適正な処理をした。」と判断されることがあります。

なお、リサイクルされるものは廃棄物ではないと誤解されている方が多いようですが、処理費を払ってリサイクルしてもらう物は、法の適用を受ける**廃棄物**です。

Q02 産業廃棄物に分類される廃棄物を「家庭ごみの収集と一緒に朝、集積場に出しても良いでしょうか？」

A 一般廃棄物を処理する区市町村等が必要性を認めた場合は、産業廃棄物を一般廃棄物とあわせて処理してもらえます。（通称「あわせ産廃」制度）

なお、区市町村が中小企業対策として、基準を定めた上で産業廃棄物の処理を実施している場合もありますので、地元の区市町村にお問い合わせください。

Q03 事務所で使用した事務機やロッカーを廃棄したいのですが、産業廃棄物になりますか。

A 産業廃棄物になります（ただし、木製の場合は一般廃棄物です。）。金属くずや廃プラスチック類の混合物として、これらの品目の許可を持つ収集運搬業者と処分業者にそれぞれ委託します。委託する場合、実際に机等を問題なく処理できる事業者かを確認してから委託しましょう。

なお、中小企業対策として、区市町村が粗大ごみとして取扱う場合もありますので、地元の区市町村へご相談ください。

Q04 飲食店からの天ぷら油類は産業廃棄物ですか、一般廃棄物の食品残渣ですか。

A 廃油はどのような事業活動から排出されても産業廃棄物と規定されていますので、飲食店からの廃油も産業廃棄物になります。

Q05 事務所の冷蔵庫を廃棄する場合、産業廃棄物の品目は何になりますか

A 金属くず、廃プラスチック類などの混合物になります。なお、家庭用の冷蔵庫は家電リサイクル法の対象品目（洗濯機・衣類乾燥機・テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）に含まれるため、所定のリサイクルルートに乗せる必要があります。その際には、廃棄する家電を購入したお店や新品を購入したお店が窓口になります。

また、事務所から排出される廃冷蔵庫は産業廃棄物として運搬や処分を行うことも可能ですが、その場合、家電リサイクル法で定められた再商品化率の達成や、フロンガス類の回収ができる処分業者に委託しなければなりません。

※再商品化率：廃家電から部品と材料を分離して、新たな製品の部品等にするこ
と。

Q06 「もっぱら物」を扱う場合でも許可が必要となりますか。

A もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物又は一般廃棄物（通称「もっぱら物」）、すなわち古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維（昭和46年10月16日環整第43号通知）のみを再生目的で扱う業者（通称「もっぱら業者」）は、廃棄物の処理業者ではありますが、処理業の許可を必要としません。

なお、「もっぱら業者」にもっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物の処理（再生利用のための収集運搬及び処分に限る。）を委託する際は、マニフェストを交付する必要はありませんが、廃棄物の処理委託契約書は必要となります。

また、マニフェストは不要でも、引渡し伝票などで記録を残しておくことが求められます。

*「もっぱら物」だけでなく、例えば廃プラスチック類等その他の廃棄物も扱う業者については、処理業の許可が必要です。

Q07 「認定制度・指定制度で許可がいらない」という業者がいます。大丈夫ですか。

A 法では、他人の産業廃棄物の収集運搬や処分を行うためには、産業廃棄物処理業の許可を受ける必要がありますが、国、もっぱら業者（Q06 参照）のほか、環境大臣や都道府県知事から指定・認定を受けた業者は産業廃棄物処理業の許可を受けずに収集運搬や処分を行うことができます。

なお、指定制度・認定制度には表.7のような種類があります。

- ・認定業者等に産業廃棄物の処理を委託する場合には、必ず認定等を受けていることを証する書類の写しを入手し、産業廃棄物の処理委託契約書に添付してください。
- ・認定業者は、環境省のホームページで確認できます。

表.7 廃棄物の指定、認定制度一覧

種類		内容	マニフェスト
指定制度	広域再生利用指定制度 ・ 施行規則第9条第4号	「広域的に収集運搬、処分されることが適当であるものとして、環境大臣が指定したもの」で環境大臣の指定を受けた者（広域認定制度が創設されたことに伴い、本制度は廃止され、現在、新規指定はない。）	必要
	再生利用指定制度 ・ 施行規則第9条第2号 ・ 施行規則第10条の3第2号	「再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物」のみの処理を行う者で都道府県知事の指定を受けた者（個別指定及び一般指定）	不要
認定制度	再生利用認定制度 ・ 法第9条の8 ・ 法第15条の4の2	「環境省令で定める一般・産業廃棄物の再生利用を行い、又は行おうとする者」で、環境大臣の認定を受けた者 *平成19年10月26日より、環境省令で定める一般・産業廃棄物に「金属を含む廃棄物（当該金属を原料として使用することができる程度に含むものが廃棄物になったものに限る。）」が追加されました。	不要 （ただし、資源として利用することが可能な金属に係る当該認定を受けたものを除く。）
	広域認定制度 ・ 法第9条の9 ・ 法第15条の4の3	「環境省令で定める一般・産業廃棄物の広域的な処理を行い、又は行おうとする者」で、環境大臣の認定を受けた者	不要
	無害化処理認定制度 ・ 法第9条の10 ・ 法第15条の4の4	「石綿が含まれている、その他環境省令で定める一般・産業廃棄物の高度な技術を用いた無害化処理を行い、又は行おうとする者」で、環境大臣の認定を受けた者	必要

Q08 廃棄物再生業者の登録制度とはどのようなものですか。

【法第20条の2、施行令第17条】

A

廃棄物の再生の事業を的確にかつ継続的に行える事業場があり、都道府県知事に事業場ごとに登録の申請をすると、都道府県が作成する「登録廃棄物再生事業者」の名簿に登録され、登録証明書が交付されます。

登録を受けている者でなければ、「登録廃棄物再生事業者」という名称を用いることはできません。

「登録廃棄物再生事業者」の中には、一般廃棄物のみを取り扱う事業者もありますので、産業廃棄物の処理委託契約をする場合には、産業廃棄物処理業の許可を受けている業者、環境大臣の認定等を受けた業者（Q07）又はもっぱら業者（Q06）であることの確認が必要です。

Q09 複数のテナントが入っているビルから排出される産業廃棄物の排出事業者は誰になりますか。

A ビルの共有部分からの廃棄物はビルの所有者等（所有者又は占有者でビルの運営権限を有する者）、テナントの事業活動により排出されたものは、各テナントが排出事業者になります。

このため、契約は各排出事業者（ビルの所有者等及び各テナント）が行うこととなりますが、ビルの所有者等が各テナントから委任状による委任を受けている場合には、各テナント分も含め、一括して契約を締結することもできます。

なお、この場合でも、各テナントの排出事業者としての責任がビル所有者等に転嫁されることはありません。

また、ビルの所有者等が各テナントの産業廃棄物集荷場所を提供し、適切な管理が行われている場合には、ビルの所有者等が各テナント分のマニフェストの交付を代行（交付担当者となる。）することも可能です。

このように、ビルの所有者等が各テナントの代わりに交付担当者となる場合でも、排出事業者名は各テナントになりますので、ご注意ください。

【参考：H23年3月17日環廃産発第110317001号】

Q10 自動販売機に備え付けられた回収ボックスで回収された飲料容器の排出事業者は誰になりますか。

A 空容器の回収を行っている事業者が排出事業者となります。

したがって、土地や建物の管理者が自動販売機及び空容器の回収ボックスを設置管理している場合には、当該土地や建物の管理者が排出事業者となり、土地や建物の所有者との契約等によりベンダーが空容器の回収を行うこととなっている場合は、当該ベンダーが排出事業者となります。

Q11 産業廃棄物処理の委託契約書には決まった様式があるのですか。

A 法令では、契約書に記載しなければならない項目が定められていますが（⇒資料4）、様式は定められていません。したがって、記載項目が全て含まれており、違法な処理にならない内容であれば、任意の書式で契約書を作成することができます。ただしその際には、商法、印紙税法等の他の法令にも注意することが必要です。

なお、東京都ではモデル契約書を作成しホームページで公開しています。また、業界団体等で作成したのも、配布・販売されていますので、これらを活用することもできます。

○東京都モデル契約書⇒

[http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/industrial_waste/
on_waste/commission/contract_commission_model.html](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/industrial_waste/on_waste/commission/contract_commission_model.html)

Q12 工場長、支店長等が契約者になることはできますか。

A 委託契約書は、一般的に排出事業者の代表者名で締結するものですが、代表者から契約の締結権限を委任されている場合は、工場長名、支店長名等で締結することも可能です。

Q13 委託契約書を電子化することができますか。

A 法令によって民間事業者には保存が義務付けられている書面の電子化を認めるe-文書法（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律）等の施行に伴い、廃棄物処理法に定められている委託契約書等についても、従来の書面（紙）による作成・保存等に代えて、「電磁的保存・作成・交付」が可能となっています。

具体的には法の定めにより、パソコンの文書作成ソフトを使用した電磁的な委託契約書の作成等や、従来の書面（紙）による委託契約書をスキャナーでパソコンに読み込み電磁的に保管する方法が認められています。

ただし、e-文書法の適用対象となる文書には、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）は含まれていませんので、注意してください。

Q14 処理施設での再生（リサイクル）後、売却するという契約の場合、マニフェストのD票、E票はいつ返してもらえばよいのですか。

A 原則として、処理施設での再生により有価物（具体的には、製品として出荷できる姿）となった時点で廃棄物の処分が完了したとみなされますので、その日付を処分年月日及び最終処分年月日としてD票及びE票に記入し、処分業者から送付してもらうようにしてください。

リサイクルと称していても、製品としての売却が実態として行われていないような不適正処理も考えられますので、契約時にこれまでの売却実績や売却先の確認を行うようにしましょう。

また、マニフェストのD票、E票の他に、売却伝票の写しを貰うなど、適正処理が行われたことを確認するように努めましょう。

Q15 排出事業者がマニフェストを紛失したため再交付をしたいと思いますが、再交付をしてもいいですか。

A マニフェストは産業廃棄物の処理業者へ、廃棄物の引渡しと同時に交付するものであり、後日、再交付することはできません。

また、法ではマニフェストの写しの保管を義務付けていますので、例えば、処分業者から送付されたD票、E票を紛失した場合は、適正に処理が行われたことを処理業者に確認後、紛失前後で入手可能なマニフェスト（収集運搬業者又は処分業者の手元に残っているC1もしくはC2票）をコピーし、紛失したD票、E票の代わりとして使用するなど状況に応じて対応してください。その際には、備考欄に紛失の事情など必要な事項を記載した上で運用してください。

Q16 ビルや設備のメンテナンスに伴い発生する産業廃棄物は誰が排出事業者になりますか。

A ビルや設備のメンテナンスが建設工事に該当する場合には、工事から発生する産業廃棄物の排出事業者は工事の元請負業者となります。
一方、ビルの汚水槽等に溜まった汚泥の排出事業者は、槽を設置している事業者（ビルの所有者等）ですので、メンテナンス業者や清掃業者が排出事業者となることはできません。
なお、し尿が含まれる汚水槽等に溜まった汚泥は一般廃棄物となります。
また、清掃業者が持ち込んだ床ワックス等から発生する剥離^{はくり}廃液等を産業廃棄物として処理する場合には、清掃業者の産業廃棄物となります。

Q17 産業廃棄物の処理業者は、どうやって探すのですか。

A 排出事業者は、産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の行程における処理が適正に行われるために必要な処置を講ずるよう努めなくてはなりません。

排出事業者である皆さんが判断し納得の上、収集運搬業者及び処分業者と委託契約の手続を行ってください。

処理業者を探すには、主に以下のような方法があります。

①東京都の第三者評価制度で優良性評価基準に適合していると認定された業者から探す。

東京都又は（公財）東京都環境公社のホームページで認定業者が閲覧できます（→巻末問合せ先）。

②都道府県等の許可業者名簿から探す。

東京都では、インターネットで検索・閲覧ができます（→巻末問合せ先）。

*収集運搬（保管積替あり）及び中間処理業者は処理実績なども確認することができます。

③インターネットで検索する。

（公財）産業廃棄物処理事業振興財団 ⇒<http://www.sanpainet.or.jp>

④業界団体に問い合わせる。

（一社）東京都産業資源循環協会（→巻末問合せ先）

Q18 PCB廃棄物の処分期間はいつまでですか。また、PCB廃棄物の処分等に対する支援にはどのようなものがあるのですか。

A PCB廃棄物の種類によって処分期間が異なります。
高濃度PCB廃棄物の変圧器とコンデンサー等の処分期間は2022年3月31日までです。

また、照明用安定器や小型電気機器（重量3kg未満）、PCB汚染物については、2023年3月31日となっています。

低濃度PCB廃棄物（微量PCBを含む。）の処分期間は、2027年3月31日です。

なお、PCB廃棄物の処分等に関する支援の内容については、下表のとおりです。

高濃度PCB廃棄物処理支援

中小企業者などの小規模保管事業者が保管するPCB廃棄物の処理費用は、独立行政法人環境再生保全機構が運営するPCB廃棄物処理基金及び国からの国庫補助金による軽減制度の適用対象となる。

助成対象となる廃棄物	変圧器類、コンデンサー類、PCB油類、安定器、PCB汚染物等、保管容器
軽減される額	処理料金（処理委託契約締結時点）の70%

東京都は、都内における高濃度PCB廃棄物の期限内処理推進と中小企業者等の費用負担の軽減を目的として、都内の中小企業者等が所有する高濃度PCB廃棄物をJESCO東京事業所又はJESCO北海道事業所（照明用安定器に限る。）へ搬入する際の収集運搬費の一部を助成する。

高濃度PCB廃棄物の収集運搬等に要する経費	助成率は、中小企業者等 個人	助成対象経費の50% 助成対象経費の95%
-----------------------	-------------------	--------------------------

東京都微量PCB廃棄物処理支援事業

東京都は、都内における微量PCB廃棄物の処理促進を目的として、都内中小企業者等から発生した微量PCB廃棄物の処分や微量PCBを含むおそれのある絶縁油の濃度分析を実施する者に対して、その一部を助成する。

助成対象となる廃棄物	① 微量PCBの含有が確認された絶縁油 ② 微量PCB絶縁油が付着し、又は封入されたドラム缶等の容器 ③ 微量PCB絶縁油が封入された変圧器、コンデンサー等の電気機器
助成金の額	助成対象経費の合計から同等の微量PCBを含まない廃棄物の処理に要する経費の合計を控除した額の50%
微量PCBの濃度分析	助成対象経費の50%

東京都PCB含有安定器調査支援事業

東京都は、高濃度PCB廃棄物の期限内処理の達成に向けて、PCB含有安定器の調査に要する費用の一部を助成する。

助成対象者	都内において事業用建物（昭和52年3月以前に建築又は改修が行われたものに限る。）を所有する中小企業者等
助成対象経費	照明器具内のPCB含有安定器の使用の有無に係る調査委託に要する経費（ただし、取り外して保管中の照明用安定器は除く。）
助成金の額	助成対象経費の40%

このほか、種々の産業廃棄物に関するQ&Aについては、九都県市のホームページにも掲載していますので、下記のアドレスにアクセスしてください。

九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会のホームページ

⇒<https://www.re-square.jp/jigyuu/qa/>

問合せ先

東京都環境局窓口

資源循環推進部 産業廃棄物対策課
(〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1)
都庁第二本庁舎 19 階
指導担当 03-5388-3586
審査担当 03-5388-3587
規制監視担当 03-5388-3589
PCB担当 03-5388-3573
不法投棄対策担当 03-5388-3446

多摩環境事務所 廃棄物対策課
(〒190-0022 立川市錦町 4-6-3)
東京都立川合同庁舎 3 階
浄化槽担当 042-528-2692
審査担当 042-528-2693
規制指導担当 042-528-2694

東京都環境局ホームページ : <http://www.kankyo.metro.tokyo.jp>

産業廃棄物対策課ホームページ : http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/industrial_waste/index.html

一般社団法人東京都産業資源循環協会

- 処理業者の紹介
- 汎用マニフェストの購入
- (特別管理) 産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会
- 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習

〒101-0047 千代田区内神田 1-9-13 柿沼ビル 7 階

Tel : 03-5283-5455、ホームページ : <http://www.tosankyo.or.jp>

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター (JWNET、情報処理センター)

- 電子マニフェスト制度について

Tel : 0800-800-9023 (サポートセンター)、ホームページ : <http://www.jwnet.or.jp>

一般財団法人 日本環境衛生センター 東日本支局 研修広報部

- 廃棄物処理施設技術管理者講習
- 産業廃棄物実務担当者講習

Tel : 044-288-4919、ホームページ : <http://www.jesc.or.jp>

環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部

- 廃棄物の輸出入（貿易管理に関するもの）
（輸出入に係る事前相談は各地方環境事務所でを行っています。）

- 広域認定制度

Tel：03－3581－3351（代表）、ホームページ：<http://www.env.go.jp>

注意：産業廃棄物処理に係る個別の事例判断は、各都道府県等で行っています。

東京都都市整備局

建設リサイクル法に関すること

（法制度又は工事届出等全般）

都市づくり政策部広域調整課

建設副産物担当

Tel：03－5388－3231

（解体登録）

市街地建築部建設業課

審査担当

Tel：03－5388－3353

ホームページ：<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/seisaku/recy/>

平成 31 年度

登録第 56 号

環境資料第 31074 号

産業廃棄物適正処理ガイドブック

令和元年 10 月発行
(31 環資産第 442 号)

発行 東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課

東京都新宿区西新宿 2-8-1

Tel : 03-5388-3586

印刷 シンソー印刷株式会社

東京都新宿区中落合 1-6-8

Tel : 03-3950-7221



リサイクル適性[Ⓐ]

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。
石油系溶剤を含まないインキを使用しています。